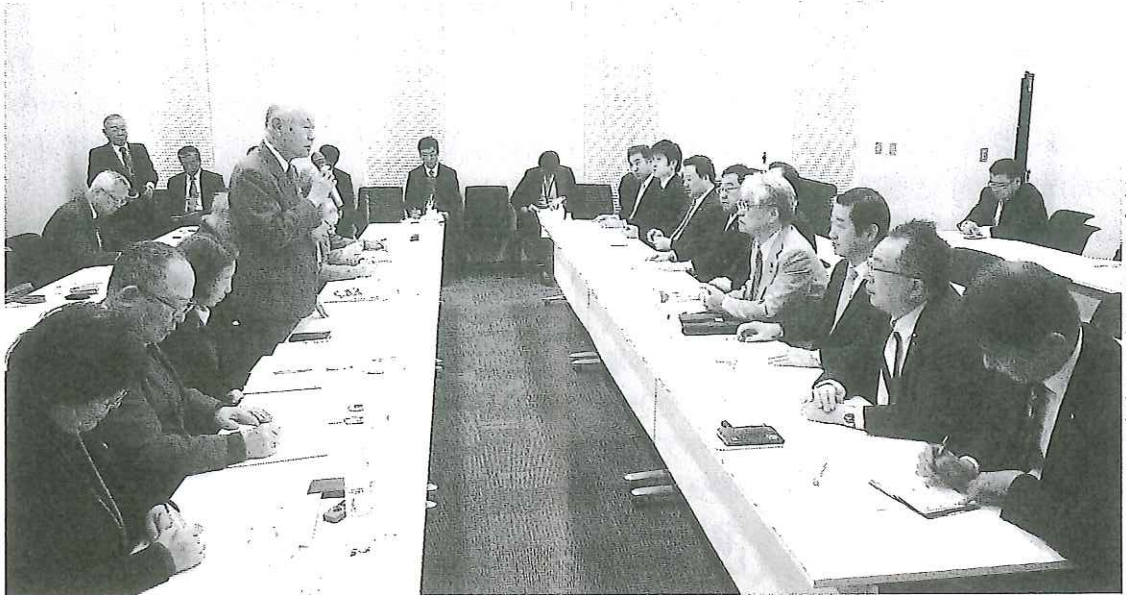


# 全国公団自治協

## 全国公団住宅自治会協議会

東京都千代田区富士見1-7-9 TEL.03-3265-9478  
 〒102-0071 東京瓦会館 FAX.03-3239-1384  
 http://www.jichikyo.com E-mail:zenkoku@jichikyo.com  
 毎月1日・15日発行 購読料半年480円(送料実費)

### 「安心して住み続けられることが一番大事」 公明党「UR住宅等の居住の安定等推進委員会」に要請、懇談



右側が公明党の国会議員

全国自治協は、2月8日午後2時から衆議院第2議員会館第7会議室で、公明党「UR住宅等の居住の安定等推進委員会」と懇談、要請しました。同会委員長の上田勇衆院議員、事務局長の富田茂之衆院議員をはじめ、太田昭宏前国土交通大臣ら衆・参国会議員11名が出席（他に代理出席4名）。全国自治協は林守一代表幹事ら11名が参加しました。

公明党へは昨年10月、新しい国土交通部長の佐藤英道衆院議員にお会いした際、懇談の機会をとお願ひしていました。要請を続ける中、公明党政務調査会の下に「UR住宅等の居住の安定等推進委員会」が設けられました。富田議員へあいさつに伺い、早期の懇談を要請し「議員が集まりやすい予算審議中に」ということで、急きよ日程が決まり、第

1回目の会合の開催となりました。

全国自治協は林代表幹事が、「居住者の高齢化がますます進み、年金生活者は家賃負担が重く大変な生活を強いられている。特に単身となった女性の暮らしが大変。公営住宅に申し込んでも倍率が高く入居できない。公営住宅へ入居できる収入の世帯は、公営住宅並家賃にして住み続けられるようにしてほしい」と訴え要請しました。

多和田代表幹事は、「現在では公営住宅に入居している人も公団住宅居住者も年金所得は

#### 本号の内容

- 公明党・UR住宅等の居住の安定等推進委員会に要請、懇談……………1
- 4月から新家賃改定ルールで順次値上げ実施……………2
- 機構経営基本懇第20回家賃部会の報告……………3
- 民法改正と公団居住者の修繕負担…4 他

変わらない。機構は、高優賃や健康寿命サポート住宅、団地再生特別措置、家賃改定特別措置、近居割等を、機構法25条4項に基づいた家賃の減免であると説明しているがそうではない。必要なのは、現在住み続けている家賃の支払いに困窮している世帯に対し、どう減免を実施するかということである。国会の質疑でも『しかるべき対応をしている』『今後とも適切に実施していく』と答弁され、機構法を守らなければいけないことが明らかになった。本格的に機構法25条4項に基づいた住宅セーフティネットのあり方について審議をしていただきたい」と要請しました。

鈴木照子代表幹事が、埼玉自治協で行った生活実態調査の内容を紹介しながら、機構法25条4項の実施を要請。また渡辺しげ子代表幹事は、地域コミュニティに果たしている団地自治会の役割等と住み続けられることの大切さについて発言。石川敏宏幹事が、団地

では1年で19戸もの家賃滞納による立ち退きがあった実態を話し、住宅セーフティネットとしての役割が果たせる公団住宅になるよう訴えました。片岡規子幹事他が高優賃の継続、健康寿命サポート住宅の供給促進、エレベーター設置等について要望しました。

議員からは、「切実なご意見を伺った」「本当にそのとおりに思っている」「団地でお話ししても常に住み続けたいとの声を伺う」と話し、上田委員長が「安心して住み続けられることが一番大切。具体的な対策をしっかりと議論し、実現に向けて頑張っていく」と述べ終了しました。

出席 ○上田勇(神奈川6区)、富田茂之(南関東比)、太田昭宏(東京12区)、佐藤茂樹(大阪3区)、佐藤英道(北海道比)、高木美智代(東京比)、中野洋昌(兵庫8区)、中川康洋(三重比)、角田秀穂(千葉比)衆院議員、○石川博崇(大阪)、熊野正士(比例)参院議員

## 4月から新家賃改定ルールで順次値上げ実施

都市機構が2015年12月に発表した新しい継続家賃改定ルールに基づく、家賃値上げがいよいよ4月から実施されます。

これまでの3年ごとの一斉改定から、最短2年、各戸の契約更新日ごとに改定、改定対象は改定額500円以上から改定前家賃と近傍同種家賃との乖離が5%を超える場合と変更されました。高齢者等に対する特別措置は、私たちの運動によって収入基準が改悪されることなく、これまでの家賃に据え置く措置が行われます。

経過措置として「H26年3月31日以前から入居している世帯で前回の継続家賃改定(H26年4月1日)の対象住宅」については乖離が5%を超えている場合、乖離が解消するまでの改定は「3年ごと」に行うこととしました。したがって、「H26年4月以降」

に入居した住宅も含め、2016年度は対象住宅がないとして、改定は行われていません。

2016年11月26日に開催された都市再生機構経営基本問題懇談会第20回家賃部会の中で、楓健年代表幹事が改定の状況や調査報告書の情報公開等について質問し、その回答に沿ってこの度、次のような説明がありました。

### 2017年度の継続家賃改定について

- 継続家賃改定対象戸数は約1,000戸程度
- 敷金の追加徴収は行わない
- 改定日と通知について

5月1日改定の場合、対象は4月2日～末日、5月1日に契約の更新を迎える方。通知は、2月末日(3カ月前の末日)に簡易書留郵便で改定通知を発送する、3月上旬までに到着予定。①改定通知書、②UR賃貸住宅の